

事務連絡  
令和4年1月20日

(公社) 日本バス協会理事長 殿  
(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会理事長 殿  
(一社) 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等における  
対応について (依頼)

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づくまん延防止重点措置区域として、これまでの3県（広島県、山口県、沖縄県）、に加え、令和4年1月21日以降は、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県が追加され1都15県（群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県）に変更されるとともに、同措置を実施すべき期間が令和4年2月13日まで（広島県、山口県、沖縄県については令和4年1月31日まで）とされることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、貴会におかれては「基本的対処方針」について御了知頂くとともに、本内容について会員各位に周知の上、適切に対応頂きますようお願いいたします。

同方針において、バス・タクシー等については、「事業の継続が求められる事業者」として例示に挙げられており、都道府県は事業者に対して、事業の特性の観点から業務の継続等の働きかけを行う旨が定められています。これまでも、各事業者の判断により、不要不急の移動自粛等により需要が減少すること等を踏まえて、減便・運休・休車等を行って頂いているものと承知していますが、同方針に基づき、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置対象区域に属する都道府県からの働きかけがあった際は、適切に対応して頂きますようお願いいたします。

また、同方針に基づき、利用者の生活の足の確保や車内感染の防止の観点から、必要な業務継続のための体制整備や業種別のガイドラインを踏まえた感染防止対策に万全を期して頂くとともに、可能な限り事務員等のテレワーク等に御協力頂きますよう、よろしくようお願いいたします。